

# 令和2年度事業計画書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

## (基本方針)

本財団は今年度で公益財団法人となって10年目を迎える。日本国内においてはマイナス金利の長期化で地銀の経営悪化が表面化し、また昨年の消費税増税や、米中貿易摩擦、新型肺炎などによる株式市場の乱高下など、相変わらず景気への影響が心配され、ファンドの評価額変動が心配される。

現在の経常収入においては、「ダイワ長期国債ファンド」の運用により安定した分配金収入が続いており、当面は現状で推移するものと見込まれる。ただ、奨学金の支給対象が平成28年度から継続2年間支給を実施しており、ファンドを取崩しての資金補てんを余儀なくされている。

これにより、毎年100万円単位で基金が目減りする状態が続くことになるので、奨学金支給を見直し、また、基金運用を考える上で寄附金の調達方法の検討が必要である。

明るい材料としては、平成29年度から黒石市の人材育成助成金の支援を受けており、財団運営の一助となっている。ここに黒石市の当財団の育英奨学事業に対する配慮に深く感謝を申し上げたい。

## I. 事業の計画

以上の基本方針を踏まえて令和2年度は次の4項目の事業を計画した。

### 1. ふるさと教育、生涯学習のための事業（公益目的事業1）

「楽しさ発見塾」の開催について

千徳なかよし児童館において、子供の自主自立を促す事業を開催予定である。

小学生を対象としてNPO法人アフタフバーバンの指導のもとで実施する。

ふるさと読本第8集について

昨年度第7集を出版したので、今年度からは第8集の資料収集を行う。

執筆者は鈴木徹氏に依頼し、「旧石器時代以降の黒石の歴史」について令和4年度の出版を予定して進めていく。

### 2. 育英奨学に関する事業（公益目的事業2）

作文を募集し選考の上、一人10万円を今年度から一年限りで支給する。

（昨年度選考の受給者に対しては2年目分を支給する。）

審査会は令和2年6月に開催して、入選者10名以内を選定する。

佳作者には図書券を進呈する。

### 3. 文化活動・スポーツ活動振興のための支援事業（公益目的事業3）

文化活動およびスポーツ活動の申請があり次第、三役会において審査し、理事会に報告する。

### 4. その他目的を達成するために必要な事業（公益目的事業4）

## Ⅱ. その他の事項

### 1. 職員数について

職員を1名配置する。(常勤職員1名)

### 2. 借入金について

借入れ最高限度額を100万円とする。

### 3. 営利企業の保有株式について

現在は営利企業の株式を保有する予定なし。